

既に被災家屋等を解体・撤去した方への償還のご案内

安 平 町

平成 30 年 12 月

本制度は、胆振東部地震によって甚大な被害を受けた倒壊のおそれがある被災家屋等を、既に解体・撤去された方を対象として費用の償還を行うものです。

※このチラシは、既に解体を行われている方(解体の契約のみの場合を含む)に向けた内容となっています。町に解体・撤去を依頼される方には、別のチラシを用意しています。

1 償還の対象

■平成 30 年 12 月 10 日までに解体協議が完了し、平成 30 年 12 月 31 日までに解体工事業者等と契約を行われた方

・家屋全体を解体し、解体により生じた廃材を撤去・処理するために平成 30 年 12 月 10 日までに解体工事業者等と解体協議が完了し、平成 30 年 12 月 31 日までに契約した方。ただし、公費解体を安平町に依頼することを前提として家屋等の一部を解体した場合は対象となります。

※平成 30 年 12 月 31 日以前の契約であっても、受付期間の最終日(平成 31 年 3 月 29 日)までに解体撤去を終了していない場合は、償還対象となりません。

■倒壊のおそれがある個人の家屋、中小企業者の事業所等の内住居部分の家屋

「り災証明書」で、「全壊」、「大規模半壊」及び「半壊」と判定されたもの。

※「中小企業者の事業所等」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」等(これに準じる公益法人等を含む。)が所有する事業所や賃貸マンション等です。

※その他の詳細は「6 Q&A」(4ページ目)をご覧ください。

※平成 30 年 9 月 6 日時点での家屋等の所有者が本制度の対象となります。

■償還の対象は、地上部分であり、地下室は対象となりません。また、下記に該当する家屋等は、基礎部分(杭基礎は除く)も対象となります。

・3階建までの戸建住宅

・戸建住宅以外の家屋等で、2階建以下かつ高さが10m以下のもの

2 受付窓口・時間等

■受付窓口:復興・生活再建支援室・総合支所にお越しください

■受付期間:平成 30 年 12 月 10 日(月)～平成 31 年 3 月 29 日(金)土日祝日、年末年始除く

問 合 せ	「安平町 震災廃棄物処理対策班」	
	「安平町復興・生活再建支援室(申請書類関係)」	0145-22-2511
	「建設課 施設グループ (解体工事関係)」	0145-22-2516
	「税務住民課(り災証明関係・解体廃棄物関係)」	0145-22-2940
期間	平成 30 年 12 月 10 日(月)～平成 31 年 3 月 29 日(金)	
時間	午前 9 時～午後 5 時まで (土日祝日、年末年始除く)	

3 受付に必要な書類等

■【個人・中小企業者・公益法人等共通】※必須

必要な書類等	備考
申請書(様式1)	様式1
建物配置図(見取り図)(別記第1号様式添付書類)	
来られる方の身分証明書【原本】	<ul style="list-style-type: none"> ・写真が付いているもの(運転免許証、パスポート等)は、1種類 ・写真が付いていない健康保険証などは、2種類コピーをとってお返しします。
申請者の印鑑登録証明書【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 <ul style="list-style-type: none"> ・個人の方 →税務住民課 住民G TEL0145-22-2940 総合支所 住民サービス課 TEL0145-25-2411 ・法人の方 →札幌法務局 苫小牧支局 TEL0144-34-4809
被災家屋等の「り災証明書」【原本】	コピーをとってお返しします。 【問合せ】 税務住民課 税務G TEL0145-22-2513
被災家屋等の写真(現像したもの)	解体前・解体中・解体後の写真【カラーコピー可】
被災家屋等の「登記事項(家屋)全部事項証明書」【原本】 ※非課税の場合は、固定資産証明書等【原本】 (※どちらも、平成30年9月6日以降に発行されたもの)	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 「登記事項(家屋)全部事項証明書」 →札幌法務局 苫小牧支局 TEL0144-34-4809 「固定資産証明書」 →税務住民課税務G TEL0145-22-2513 総合支所住民サービス課 TEL0145-25-2411
解体工事業者等との契約書・内訳書・見積書【原本】	被災家屋の解体撤去についての契約書及び契約金額の内訳が分かるもの。 <u>いずれの日付も平成30年12月10日までのもの</u> <u>※ただし、平成30年12月10日までに解体協議が完了している場合、契約の日付は平成30年12月31日までのもの</u>
解体・撤去工事代金の領収書【原本】	コピーをとってお返しします。 ※既に支払いを行っている方が対象となります。
マニフェスト伝票又は計量伝票	ごみの処分先などがわかる伝票

■代理人の方が手続を行う場合にご用意いただく書類

申請者の委任状(別記第1号様式添付書類)【原本】	委任状は、所定のもの(別記第1号様式添付書類)
--------------------------	-------------------------

■【法人格を持つ中小企業者・公益法人等】※必須

商業・法人登記簿謄本【原本】	発行日から3ヶ月以内のもの 【申込み先】 札幌法務局 苫小牧支局 TEL0144-34-4809
----------------	--

※個別の状況により必要書類を追加していただく場合があります。安平町復興・生活再建支援室までご連絡願います。

4 申請から支払いまでの流れ

申 請

総合庁舎・総合支所など受付場所に申請書などを持参してください。

平成 30 年 12 月 10 日～平成 31 年 3 月 29 日 午前9時～午後5時 月～金
土日祝日、年末年始を除く。

現地確認及び審査

受付後、後日申請書類の審査及び現地調査を行います。

基準額の算定

現地調査終了後、北海と同一の算定基準に基づく安平町の基準により、建築物の構造、延床面積などに応じて決定される償還額を算定します。

算定した額が、解体工事業者への支払額を上回るときは、支払額が償還額の上限となります。なお、この場合の延床面積は、原則、固定資産証明書によります。

5 償還額の算定について

償還する額の上限は、安平町が算定した額と申請者から解体工事業者への支払金額のいずれか低い方の額となります。

解体・撤去に要する費用(基準額)は、基本的に次のように算定します。

解体・撤去した家屋等の延床面積×北海道の基準をもとに決定した安平町が定める構造別単価

なお、家屋等の延床面積は、原則、固定資産証明書によります。

6 Q&A

問1 申請者は、被災家屋等の所有者なのか？

答1 解体工事業者等と契約を締結した方が申請者となります。

問2 解体工事業者等との契約書は作成していないが、対象となるか？

答2 平成30年12月10日までに解体工事業者と解体協議が完了し、平成30年12月31日までに契約を締結していたことが確認できる書類が必要です。

問3 被災家屋等の一部を危険除去のために、平成30年12月10日までに解体工事業者等と契約して解体・撤去したが対象となるのか？

答3 償還の対象は、被災家屋等の全体を解体・撤去した場合のみとなります。ただし、倒壊の危険があり、やむを得ず被災家屋等の一部を平成30年12月10日までに解体工事業者等と契約して解体し、その後、残りの部分の解体を安平町に依頼する場合は対象となります。

問4 リ災証明が発行されない家屋等であるが、対象となるのか？

答4 倒壊の危険があり、二次災害を引き起こす可能性があった家屋等については、申請をしていただいた後、対応を検討します。